

宮城県農業土木工事共通仕様書【改定後】	宮城県農業土木工事共通仕様書【現行】	備考
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ~ 1-1-5 【略】 1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置 1. 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング (1) 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）第15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の7第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。 (2) 【略】 2. 施工計画書の内容のヒアリング 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。 1-1-13 工事の下請負 1. 【略】 2. 受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱（平成27年3月24日付け事管第436号土木部長通知）」を遵守すること。 1-1-14 ~ 1-1-33 【略】 1-1-34 工事中の安全管理 1. ~ 9. 【略】 10. 安全対策 (1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練を実施しなければならない。 1) ~ 6) 【略】 (2)・(3) 【略】 11. ~ 19. 【略】 1-1-35 ~ 1-1-38 【略】 1-1-39 環境対策 1. ~ 4. 【略】 5. 排出ガス対策型建設機械 (1) 【略】 (2) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-2に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 (3) 【略】 6. 【略】</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ~ 1-1-5 【略】 1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置 1. 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング (1) 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）第13条第1項の規定にかかわらず建設業法第24条の7第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。 (2) 【略】 2. 施工計画書の内容のヒアリング 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。 1-1-13 工事の下請負 1. 【略】 2. 受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱（平成25年8月21日付け事管第172号土木部長通知）」を遵守すること。 1-1-14 ~ 1-1-33 【略】 1-1-34 工事中の安全管理 1. ~ 9. 【略】 10. 安全対策 (1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練を実施しなければならない。 1) ~ 6) 【略】 (2)・(3) 【略】 11. ~ 19. 【略】 1-1-35 ~ 1-1-38 【略】 1-1-39 環境対策 1. ~ 4. 【略】 5. 排出ガス対策型建設機械 (1) 【略】 (2) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-2に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合には、排出ガス2011年基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 (3) 【略】 6. 【略】</p>	<p>改定内容</p> <p>[H 2 7 農林水産省] ・法令改正との整合</p> <p>[H 2 7 農林水産省] ・表現の修正</p> <p>[県] 改正年度の更新</p> <p>[H 2 7 農林水産省] ・表現の修正</p> <p>[H 2 7 農林水産省] ・新基準に伴う改正</p>

1-1-40 【略】
1-1-41 交通安全管理

1. 【略】
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。
3. ～10. 【略】
11. 【削る。】
受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。
また、下表に示した都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとする。

路 線	区 間
1 国道4号 <u>(一般県道仙台名取線含む) ※</u>	宮城県の全域
2 国道6号	宮城県の全域
3 国道45号	宮城県の全域
4 国道47号	宮城県の全域
5 国道48号	宮城県の全域
6 国道108号	宮城県の全域
7 国道113号	宮城県の全域
<u>8 国道286号※</u>	<u>宮城県の全域</u>
<u>9 国道346号</u>	宮城県の全域
<u>10 国道398号</u>	宮城県の全域
<u>11 国道457号</u>	宮城県の全域
<u>12 主要地方道塩釜吉岡線</u>	宮城県の全域
<u>13 主要地方道仙台松島線※</u>	<u>宮城県の全域</u>
<u>14 主要地方道塩釜亘理線</u>	宮城県の全域
<u>15 主要地方道仙台泉線※</u>	<u>宮城県の全域</u>
<u>16 主要地方道仙台塩釜線</u>	宮城県の全域
<u>17 主要地方道泉塩釜線※</u>	<u>宮城県の全域</u>
<u>18 主要地方道仙台北環状線※</u>	<u>宮城県の全域</u>

ただし、※印の路線は、平成28年1月1日から施行する。

1-1-40 【略】
1-1-41 交通安全管理

1. 【略】
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。
3. ～10. 【略】
11. 交通誘導員
受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。
また、下表に示した都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとする。

路 線	区 間
1 国道4号	宮城県の全域
2 国道6号	宮城県の全域
3 国道45号	宮城県の全域
4 国道47号	宮城県の全域
5 国道48号	宮城県の全域
6 国道108号	宮城県の全域
7 国道113号	宮城県の全域
【新設】	
<u>9 国道346号</u>	宮城県の全域
<u>10 国道398号</u>	宮城県の全域
<u>11 国道457号</u>	宮城県の全域
<u>12 主要地方道塩釜吉岡線</u>	宮城県の全域
【新設】	
<u>14 主要地方道塩釜亘理線</u>	宮城県の全域
【新設】	
<u>16 主要地方道仙台塩釜線</u>	宮城県の全域
【新設】	
【新設】	

[H27農林水産省]
・名称変更に伴う改正

[県] 表現の修正

[県] 公安委員会の
追加指定に伴う修正

第2章 材料

第1節～第3節 【略】

第4節 石材及び骨材

2-4-1 ～ 2-4-8 【略】

2-4-9 その他の砂利、砂、碎石類

1. ～3. 【略】

4. 鉄鋼スラグは、均一な材質と密度を持ち、どろ、有機不純物等の含有量は、使用目的に応じたものとしなければならない。

2-4-10 【略】

2-4-11 アスファルト舗装用骨材等

1.・2. 【略】

3. 碎石の粒度は、設計図書に示す場合を除き、舗装施工便覧（（社）日本道路協会）によるものとし表2-4-1の規格に適合したものとする。

表2-4-1 碎石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲 (mm) 呼び名		ふるいを通るものの質量百分率														
		106 mm	75 mm	63 mm	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μm	75 μm	
単 粒 度 砕 石	S-80 (1号)	80 ～ 60	100	85 ～ 100	0 ～ 15											
	S-60 (2号)	60 ～ 40		100	85 ～ 100	0 ～ 15										
	S-40 (3号)	40 ～ 30				100	85 ～ 100	0 ～ 15								
	S-30 (4号)	30 ～ 20					100	85 ～ 100	0 ～ 15							
	S-20 (5号)	20 ～ 13						100	85 ～ 100	0 ～ 15						
	S-13 (6号)	13 ～ 5							100	85 ～ 100	0 ～ 15					
	S-5 (7号)	5 ～ 2.5								100	85 ～ 100	0 ～ 25	0 ～ 5			
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40 ～ 0				100	95 ～ 100	—	—	60 ～ 90	—	30 ～ 65	20 ～ 50	—	10 ～ 30	2 ～ 10
	M-30	30 ～ 0					100	95 ～ 100	—	60 ～ 90	—	30 ～ 65	20 ～ 50	—	2 ～ 10	2 ～ 10
	M-25	25 ～ 0						100	95 ～ 100	—	55 ～ 85	30 ～ 65	20 ～ 50	—	10 ～ 30	2 ～ 10

第2章 材料

第1節～第3節 【略】

第4節 石材及び骨材

2-4-1 ～ 2-4-8 【略】

2-4-9 その他の砂利、砂、碎石類

1. ～3. 【略】

4. スラグは、高炉鉱サイ等を破碎したもので、均一な材質と密度を持ち、どろ、有機不純物等の含有量は、使用目的に応じたものとしなければならない。

2-4-10 【略】

2-4-11 アスファルト舗装用骨材等

1.・2. 【略】

3. 碎石の粒度は、設計図書に示す場合を除き、舗装施工便覧（（社）日本道路協会）によるものとし表2-4-1の規格に適合したものとする。

表2-4-1 碎石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲 (mm) 呼び名		ふるいを通るものの質量百分率														
		106 mm	75 mm	63 mm	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μm	75 μm	
単 粒 度 砕 石	S-80 (1号)	80 ～ 60	100	85 ～ 100	0 ～ 15											
	S-60 (2号)	60 ～ 40		100	85 ～ 100	0 ～ 15										
	S-40 (3号)	40 ～ 30				100	85 ～ 100	0 ～ 15								
	S-30 (4号)	30 ～ 20					100	85 ～ 100	0 ～ 15							
	S-20 (5号)	20 ～ 13						100	85 ～ 100	0 ～ 15						
	S-13 (6号)	13 ～ 5							100	85 ～ 100	0 ～ 15					
	S-5 (7号)	5 ～ 2.5								100	85 ～ 100	0 ～ 25	0 ～ 5			
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40 ～ 0				100	95 ～ 100	—	—	60 ～ 90	—	30 ～ 65	20 ～ 50	—	10 ～ 30	2 ～ 10
	M-30	30 ～ 0					100	95 ～ 100	—	60 ～ 90	—	30 ～ 65	20 ～ 50	—	2 ～ 10	2 ～ 10
	M-25	25 ～ 0						100	95 ～ 100	—	55 ～ 85	30 ～ 65	20 ～ 50	—	10 ～ 30	2 ～ 10

[H 2 7 農林水産省]
・表現の修正

クラ ッ シ ャ ー ラ ン	C-40	40 ～ 0				100	95 ～ 100	—	—	50 ～ 80	—	15 ～ 40	5 ～ 25				
	C-30	30 ～ 0				100	95 ～ 100	—	—	55 ～ 85	—	15 ～ 45	5 ～ 30				
	C-20	20 ～ 0				100	95 ～ 100	60 ～ 90	20 ～ 50	10 ～ 35							

注1

)・注2)【略】

4.～10. 【略】

第5節 鋼材

2-5-1 【略】

2-5-2 鋼材

鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

1. 構造用圧延鋼材

(1)～(6) 【略】

(7) J I S G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板) 記号 S B H S

(8)～(13)

2.～6. 【略】

2-5-3 ～ 2-5-7 【略】

第6節 セメント及びセメント混和材料

2-6-1 一般事項

セメントは、設計図書で示す場合を除き、原則として高炉セメントB種を使用するものとする。なお、特殊コンクリートに使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、コンクリート標準示方書・施工編((公社)土木学会)によるものとする。

また、施工上の都合からやむを得ず、他のセメントを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第7節～第11節 【略】

第12節 塗料

2-12-1 ～ 2-12-2 【略】

2-12-3 鋼管塗装

鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 直管、異形管部

W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)

内面 J I S G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装)

外面 J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面
プラスチック被覆)

2. 【略】

2-12-4 【略】

第13節 宮城県グリーン製品及び県産木材製品等の活用

2-13-1 総則

1.・2. 【略】

3. 受注者は、特定調達物品及び宮城県グリーン製品【削る。】を使用した場合、使用状況を環境生活部が定める様式に記入し、完了届を提出する際に監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、「グリーン購入(公共工事)に関する取組状況チェックリスト(様式2-2)」とし、宮城県環境生活部環境政策課のホームページからダウンロードして使用する。なお、他工事から転用した製品は、報告対象外とする。

4. 【略】

2-13-2

1. 受注者は、農業農村整備事業における宮城県グリーン製品及木材製品等の利用推進に関する指針に基づき、「宮城県グリーン製品」の利用促進に努めなければならない。

2-13-3 【略】

クラ ッ シ ャ ー ラ ン	C-40	40 ～ 0				100	95 ～ 100	—	—	50 ～ 80	—	15 ～ 40	5 ～ 25				
	C-30	30 ～ 0				100	95 ～ 100	—	—	55 ～ 85	—	15 ～ 40	5 ～ 30				
	C-20	20 ～ 0				100	95 ～ 100	60 ～ 90	20 ～ 50	10 ～ 35							

注1)・注2)【略】

4.～10. 【略】

第5節 鋼材

2-5-1 【略】

2-5-2 鋼材

鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

1. 構造用圧延鋼材

(1)～(6) 【略】

【新設】

(7)～(12)

2.～6. 【略】

2-5-3 ～ 2-5-7 【略】

第6節 セメント及びセメント混和材料

2-6-1 一般事項

セメントは、設計図書で示す場合を除き、原則として高炉セメントB種を使用するものとする。施工上の都合からやむを得ず、他のセメントを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第7節～第11節 【略】

第12節 塗料

2-12-1 ～ 2-12-2 【略】

2-12-3 鋼管塗装

鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 直管、異形管部

W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)

内面 J I S G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装)

外面 J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管—第3部：外面プラスチック被覆)

2. 【略】

2-12-4 【略】

第13節 宮城県グリーン製品及び県産木材製品等の活用

2-13-1 総則

1.・2. 【略】

3. 受注者は、特定調達物品及び宮城県グリーン製品の使用を使用した場合、使用状況を環境生活部が定める様式に記入し、完了届を提出する際に監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、「グリーン購入(公共工事)に関する取組状況チェックリスト(様式2-2)」とし、宮城県環境生活部環境政策課のホームページからダウンロードして使用する。なお、他工事から転用した製品は、報告対象外とする。

4. 【略】

2-13-2

1. 受注者は、宮城県グリーン製品の利用推進に関する指針に基づき、「宮城県グリーン製品」の利用促進に努めなければならない。

2-13-3 【略】

[H27農林水産省]
・舗装施工便覧との整合

[H27農林水産省]
・J I Sの制定に伴う追加
・記載順序の見直し

[H27農林水産省]
・説明内容の補足

[H27農林水産省]
・J I S改正内容との整合

[県] 誤記の修正

[県] 指針との整合

第3章 施工共通事項

第1節 【略】

第2節 一般事項

3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1)～(7) 【略】
(8) 鋼道路橋防食便覧 (公社) 日本道路協会
(9)～(41) 【略】

3-2-2 一般事項

1. 施工計画

(1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-5施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。

(2) 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取場、建設発生土の受入れ地、資材置き場等、工事に関わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無にかかわらず、監督職員へ報告しなければならない。

2.～7. 【略】

8. 標準設計図

(1) 標準設計図を適用する工種については、農業農村整備事業等標準設計(図集編・解説編)(平成27年度版)に基づいて施工すること。標準設計コード及び注文条件については、計画平面図等に明示している。

なお、上記農業農村整備事業等標準設計(図集編・解説編)は、宮城県農村振興課のホームページに掲載しているので参照すること。

(2)～(4) 【略】

第3節 土工

3-3-1 一般事項

1.・2. 【略】

3. 受注者は、伐開作業に当たり、次の事項に注意しなければならない。

- (1)～(3) 【略】
(4) 伐開除根作業においては、表3-3-2を標準とする。なお、その区分が設計図書に示されていない場合、受注者は監督職員と協議しなければならない。

表3-3-2 伐開除根作業

【略】

4. 【略】

3-3-2～3-3-6 【略】

3-3-7 作業土工

1. 床堀

(1)～(6) 【略】

(7) 受注者は、掘削において管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及び法勾配を確保するものとし、過掘りの発生は極力避けなければならない。継手掘り箇所又は、やむを得ず基礎地盤を過掘りした場合、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。

(8) 【略】

2. 【略】

3-3-8 【略】

第4節～第6節 【略】

第7節 コンクリート

3-7-1 【略】

3-7-2 レディーミクストコンクリート

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。

3-7-3～3-7-14 【略】

第8節 【略】

第3章 施工共通事項

第1節 【略】

第2節 一般事項

3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1)～(7) 【略】
(8) 鋼道路橋塗装・防食便覧 (公社) 日本道路協会
(9)～(41) 【略】

3-2-2 一般事項

1. 施工計画

受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-5施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。

【新設】

2.～7. 【略】

8. 標準設計図

(1) 標準設計図を適用する工種については、農業農村整備事業等標準設計(図集編・解説編)(平成25年度版)に基づいて施工すること。標準設計コード及び注文条件については、計画平面図等に明示している。

なお、上記農業農村整備事業等標準設計(図集編・解説編)は、宮城県農村振興課のホームページに掲載しているので参照すること。

(2)～(4) 【略】

第3節 土工

3-3-1 一般事項

1.・2. 【略】

3. 受注者は、伐開作業に当たり、次の事項に注意しなければならない。

- (1)～(3) 【略】
(4) 伐開除去作業は、表3-3-2を標準とする。なお、その区分が設計図書に示されていない場合、受注者は監督職員と協議しなければならない。

表3-3-2 伐開除去作業

【略】

4. 【略】

3-3-2～3-3-6 【略】

3-3-7 作業土工

1. 床堀

(1)～(6) 【略】

(7) 受注者は、掘削において管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及び法勾配を確保するものとし、過掘りの発生は極力避けなければならない。継手掘り箇所又は、やむを得ず基礎地盤を過掘りした場合、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。

(8) 【略】

2. 【略】

3-3-8 【略】

第4節～第6節 【略】

第7節 コンクリート

3-7-1 【略】

3-7-2 レディーミクストコンクリート

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。

3-7-3～3-7-14 【略】

第8節 【略】

[H27農林水産省]
・便覧の改訂による変更

[H27農林水産省]
・平仮名から漢字への修正
・国土交通省の改正内容の反映

[県] 改正年度の更新

[H27農林水産省]
・表現の修正

[H27農林水産省]
・表現の修正

[H27農林水産省]
・名称の変更による修正

第9節 鉄筋

3-9-1 ~ 3-9-2 【略】

3-9-3 鉄筋の継手

1. ~10. 【略】
11. 受注者は、ガス圧接部の検査について、本条7.(4)から(6)までの圧接部及び折れ曲がり、その他有害と認められる欠陥による再圧接部について外観検査及び超音波深傷検査を鉄筋のガス圧接工事標準仕様書に基づき実施するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。
- なお、超音波深傷試験の方法は、J I S Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波深傷試験方法及び判定基準によるものとする。
- ただし、この方法によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第10節 特殊コンクリート

3-10-1 暑中コンクリート

- 1.・2. 【略】
3. コンクリート打込み
- (1) 【略】
- (2) 受注者は、コンクリートの温度について、打込み時35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。
- (3)・(4) 【略】
4. 【略】

3-10-2 寒中コンクリート

1. ~3. 【略】
4. 養生
- (1) ~ (3) 【略】
- (4) 【中略】

表3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 (断面の大きさが普通の場合)

	養生 温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント普通ポルトランドセメント+促進剤	高炉セメントB種
①連続してあるいはしばしば水で飽和される場合	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
②普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

注) W/C = 5.5% の場合を示した。W/C がこれと異なる場合は増減する。

5. 【略】
3-10-3 ~ 3-10-6 【略】

第11節 【略】

第12節 安全施設工

3-12-1 【略】
3-12-2 安全施設工

1. ~8. 【略】
9. 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴緑、金具、網材の溶融亜鉛めっき仕様等が設計図書に示されない場合、表3-12-1または同等以上の製品とする。

表3-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様

塗装仕様	柱材、胴材	金具	網線材径 mm	網目 mm
溶融亜鉛めっき	HD Z 40-400g/m2	HD Z 35	3.2	56
塩ビ被覆	HD Z 40-400g/m2	HD Z 35	3.2	50
めっき着色塗装	HD Z 40-400g/m2	HD Z 35	3.2	56

第13節 【略】

第9節 鉄筋

3-9-1 ~ 3-9-2 【略】

3-9-3 鉄筋の継手

1. ~10. 【略】
11. 受注者は、ガス圧接部の検査について、本条7.(4)から(6)及び圧接部の折れ曲がり、その他有害と認められる欠陥について外観検査及び超音波深傷検査を鉄筋のガス圧接工事標準仕様書に基づき実施するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。
- なお、超音波深傷試験の方法は、J I S Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波深傷試験方法及び判定基準によるものとする。
- ただし、この方法によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第10節 特殊コンクリート

3-10-1 暑中コンクリート

- 1.・2. 【略】
3. コンクリート打込み
- (1) 【略】
- (2) 受注者は、コンクリートの温度を、打込み時35℃以下に保たなければならない。
- (3)・(4) 【略】
4. 【略】

3-10-2 寒中コンクリート

1. ~3. 【略】
4. 養生
- (1) ~ (3) 【略】
- (4) 【中略】

表3-10-1 寒中コンクリートの養生期間

	断面	普通の場合		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント普通ポルトランドセメント+促進剤	高炉セメントB種
①連続してあるいはしばしば水で飽和される場合	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
②普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

注) W/C = 5.5% の場合を示した。W/C がこれと異なる場合は増減する。

5. 【略】
3-10-3 ~ 3-10-6 【略】

第11節 【略】

第12節 安全施設工

3-12-1 【略】
3-12-2 安全施設工

1. ~8. 【略】
9. 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴緑、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が設計図書に示されない場合、表3-12-1または同等以上の製品とする。

表3-12-1 溶融亜鉛メッキ等の仕様

塗装仕様	柱材、胴材	金具	網線材径 mm	網目 mm
溶融亜鉛メッキ	HD Z 40-400g/m2	HD Z 35	3.2	56
塩ビ被覆	HD Z 40-400g/m2	HD Z 35	3.2	50
メッキ着色塗装	HD Z 40-400g/m2	HD Z 35	3.2	56

第13節 【略】

[H 2 7 農林水産省]
・曖昧な表現の是正

[H 2 7 農林水産省]
・コンクリート標準仕方書との整合

[H 2 7 農林水産省]
・コンクリート標準仕方書との整合

[H 2 7 農林水産省]
・片仮名から平仮名への変更

第14節 防食対策工

3-14-1 【略】

3-14-2 防食対策工

1. 【略】

2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012-92）又は、水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。

3. ～6. 【略】

第15節 ～ 第19節 【略】

第20節 仮設工

3-20-1 ～ 3-20-8 【略】

3-20-9 トンネル仮設備工

1. ～8. 【略】

9. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たり、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。

この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省平成20年2月）」に定める「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは3mg/m³以下とするが、中小断面のトンネル等で3mg/m³を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議の上、可能な限り、3mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

10. ～17. 【略】

3-20-10 ～ 3-20-11 【略】

第21節 【略】

第2編 工事別編

第1章 ～ 第2章 【略】

第3章 農道工事

第1節 ～ 第7節 【略】

第8節 カルバート工

3-8-1 ～ 3-8-4 【略】

3-8-5 プレキャストカルバート工

1.・2. 【略】

3. 受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工—カルバート工指針（（公社）日本道路協会）7-2（2）2）敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4. ～5. 【略】

第9節 ～ 第13節 【略】

第14節 付帯施設工

3-14-1 ～ 3-14-2 【略】

3-14-3 標識工

1. 一般事項

(1) 【略】

(2) 受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説（（公社）日本道路協会）、道路土工—盛土工指針（（公社）日本道路協会）及び道路標識ハンドブック（（一社）全国道路標識・標示業協会）によらなければならない。

2. 材料

(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。

1) ～3) 【略】

4) 反射シート

標識板に使用する反射シートの性能は表3-14-1に示す規格以上のものとする。

第14節 防食対策工

3-14-1 【略】

3-14-2 防食対策工

1. 【略】

2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012-92）又は、水輸送用塗覆装鋼管—第3部：外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。

3. ～6. 【略】

第15節 ～ 第19節 【略】

第20節 仮設工

3-20-1 ～ 3-20-8 【略】

3-20-9 トンネル仮設備工

1. ～8. 【略】

9. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たり、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。

この際、粉じん濃度の測定は「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に定める「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは3mg/m³以下とするが、中小断面のトンネル等で3mg/m³を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議の上、可能な限り、3mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

10. ～17. 【略】

3-20-10 ～ 3-20-11 【略】

第21節 【略】

第2編 工事別編

第1章 ～ 第2章 【略】

第3章 農道工事

第1節 ～ 第7節 【略】

第8節 カルバート工

3-8-1 ～ 3-8-4 【略】

3-8-5 プレキャストカルバート工

1.・2. 【略】

3. 受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工—カルバート工指針7-2（2）2）敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4. ～5. 【略】

第9節 ～ 第13節 【略】

第14節 付帯施設工

3-14-1 ～ 3-14-2 【略】

3-14-3 標識工

1. 一般事項

(1) 【略】

(2) 受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説（（公社）日本道路協会）、道路土工—盛土工指針（（公社）日本道路協会）及び道路標識ハンドブック（（公社）日本道路協会）によらなければならない。

2. 材料

(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。

1) ～3) 【略】

4) 反射シート

標識板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入し

[H 2 7 農林水産省]
・ J I S 改正内容との整合

[H 2 7 農林水産省]
・ 表現の修正
・ 出版社の追記

[県] 平仮名から漢字への修正

[H 2 7 農林水産省]
・ 出版社の追記

[H 2 7 農林水産省]
・ 出版社の修正
・ 表現の修正
・ J I S の内容との整合
・ 片仮名から平仮名への修正

また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。
 なお、表3-14-1に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は監督職員の承諾を得るものとする。

表3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
(旧)広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45
		30°	235	190	45	16	23
	20° (0.33°)	5°	300	250	45	20	33
		30°	150	130	20	10	18
	30° (0.5°)	5°	250	200	40	18	25
		30°	170	140	20	12	19
1°	5°	80	65	12	4.0	9.0	
	30°	50	40	8.0	2.5	5.0	
封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2

たレンズ型反射シート又は空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は次表に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。
 なお、表3-14-1に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は監督職員の承諾を得るものとする。

表3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
封入レンズ型	12° 【新設】	5°	70	50	15	9.0	4.0
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7
	20° 【新設】	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
カプセルレンズ型	12° 【新設】	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
	20° 【新設】	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	67	14	12	8.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】

カプセルプリズム型	1°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21	
	30°	72	54	13	6.0	10	
広角プリズム型	1°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25
	20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19
30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45	
	30°	170	140	20	12	19	
1°	5°	120	70	14	5.0	10	
	30°	50	40	8.0	2.5	5.0	

注) 試験及び測定法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2)・(3) 【略】

1. 標識工

(1) 標識を製作する場合は以下の仕様によらなければならない。また、既製品を使用する場合はこれら仕様を満たしているものを使用しなければならない。

1) ~16) 【略】

17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z 55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm 以上、6 mm 未満の鋼材については2種 (HD Z 45) 450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z 35) 350g/m² (片面の付着量) 以上とするものとする。

18) 受注者は、防錆処理に当たり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき作業指針) の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。

19) 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、十分な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。

20)・21) 【略】

(2)・(3) 【略】

3-14-4 ~ 3-14-7 【略】

第4章 ~ 第6章 【略】

第7章 管水路工事

第1節 【略】

第2節 一般事項

【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】

注) 試験及び測定法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2)・(3) 【略】

1. 標識工

(1) 標識を製作する場合は以下の仕様によらなければならない。また、既製品を使用する場合はこれら仕様を満たしているものを使用しなければならない。

1) ~16) 【略】

17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z 55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z 35) 350g/m² (片面の付着量) 以上とするものとする。

18) 受注者は、防錆処理に当たり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき作業指針) の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。

19) 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、十分な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。

20)・21) 【略】

(2)・(3) 【略】

3-14-4 ~ 3-14-7 【略】

第4章 ~ 第6章 【略】

第7章 管水路工事

第1節 【略】

第2節 一般事項

7-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1)～(6) 【略】
- (7) WSP 009-2010 (水管橋外面塗装基準)
- (8) WSP 002-2010 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)
- (9)～(24) 【略】
- (25) JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)

(26) 【略】

7-2-2 【略】

第3節～第5節 【略】

第6節 管体工

7-6-1 ～ 7-6-3 【略】

7-6-4 鋼管布設工

1. 工場製作

(1)・(2) 【略】

(3) 塗覆装

1)・2) 【略】

3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1のとおりとする。

表7-6-1 外面塗装仕様

管種	塗覆装仕様	厚さ
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部： <u>長寿命形外面プラスチック被覆</u> (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0 mm 以上
テーパ付直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部： <u>長寿命形外面プラスチック被覆</u> (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0 mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部： <u>長寿命形外面プラスチック被覆</u> (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0 mm 以上

4)～7) 【略】

2.・3. 【略】

7-6-5 【略】

第7節～第18節 【略】

第8章 【略】

第10章 フィルダム工事

第1節～第8節 【略】

第9節 監査廊

10-9-1 ～ 10-9-4 【略】

10-9-5 雑工

雑工の施工については、本章10-3-2雑工の規定によるものとする。

第11章 コンクリートダム工事

第1節～第5節 【略】

第6節 堤体工

11-6-1 コンクリート材料

1.～3. 【略】

4. 練り混ぜ

7-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1)～(6) 【略】
- (7) WSP 009-2004 (水管橋外面塗装基準)
- (8) WSP 002-98 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)
- (9)～(24) 【略】
- (25) JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆)

(26) 【略】

7-2-2 【略】

第3節～第5節 【略】

第6節 管体工

7-6-1 ～ 7-6-3 【略】

7-6-4 鋼管布設工

1. 工場製作

(1)・(2) 【略】

(3) 塗覆装

1)・2) 【略】

3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1のとおりとする。

表7-6-1 外面塗装仕様

管種	塗覆装仕様	厚さ
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部： <u>外面プラスチック被覆</u> (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0 mm 以上
テーパ付直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部： <u>外面プラスチック被覆</u> (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0 mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部： <u>外面プラスチック被覆</u> (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0 mm 以上

4)～7) 【略】

2.・3. 【略】

7-6-5 【略】

第7節～第18節 【略】

第8章 【略】

第10章 フィルダム工事

第1節～第8節 【略】

第9節 監査廊

10-9-1 ～ 10-9-4 【略】

10-9-5 雑工

雑工事の施工については、本章10-3-2雑工の規定によるものとする。

第11章 コンクリートダム工事

第1節～第5節 【略】

第6節 堤体工

11-6-1 コンクリート材料

1.～3. 【略】

4. 練り混ぜ

[H27農林水産省]
・改正年度の更新
・JIS改正内容との整合

[H27農林水産省]
・JIS改正内容との整合

[H27農林水産省]
・表現の修正

- (1) 【略】
(2) 受注者は、J I S A 8603-2 (コンクリートミキサ-第2部：練混ぜ性能試験方法) によりミキサの練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督職員に提出しなければならない。
(3)・(4) 【略】
(5) 受注者は、一練りの量及び練り混ぜ時間を、J I S A 8603-2 (コンクリートミキサ-第2部：練混ぜ性能試験方法) により試験を行った上で決定しなければならない。
受注者は、強制練りミキサを用いる場合には、J I S A 8603-2 (コンクリートミキサ-第2部：練混ぜ性能試験方法) により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認し、試験結果を監督職員に提出するものとする。

(6)～(8) 【略】
11-6-2 コンクリート打設

- 1.～3. 【略】
4. 締固め
(1)・(2) 【略】
(3) 受注者は、棒状バイブレーターを鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状バイブレーターが下層に入るようにしなければならない。また、棒状バイブレーターを用いてコンクリートを横移動させてはならない。
(4) 受注者は、骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。また、棒状バイブレーターは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。

(5) 【略】
11-6-3 ～ 11-6-8 【略】
第7節～第8節 【略】

第12章 PC橋工事

第1節～第2節 【略】

第3節 コンクリート橋架設工

12-3-1 【略】

12-3-2 横組工

- 1.～3. 【略】
4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。
(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。
1) グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督職員の承諾を得るものとする。
2) 混和剤は、ノンフリージングタイプを使用するものとする。
3)・4) 【略】
5) 体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JHS420-2004) に準じて求める値が-0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。
6) 【略】
7) グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。

8) 【略】
(2)・(6) 【略】
12-3-3 【略】

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 ～ 12-4-7 【略】

12-4-8 現場塗装工

- 1.～8. 【略】
9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。
(1)～(3) 【略】
(4) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。
(5)～(7) 【略】
10.～12. 【略】
13. 下塗り
(1) 【略】
(2) 受注者は、塗料の塗り重ねに当たっては、塗料ごとに定められた塗装間隔を守

- (1) 【略】
(2) 受注者は、J I S A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) によりミキサの練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督職員に提出しなければならない。
(3)・(4) 【略】
(5) 受注者は、一練りの量及び練り混ぜ時間を、J I S A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により試験を行った上で決定しなければならない。
受注者は、強制練りミキサを用いる場合、J I S A 1119により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認し、試験結果を監督職員に提出するものとする。

(6)～(8) 【略】
11-6-2 コンクリート打設

- 1.～3. 【略】
4. 締固め
(1)・(2) 【略】
(3) 受注者は、振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、振動機が下層に入るようにしなければならない。また、振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。
(4) 受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわが出ず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一とみられるまで、内部振動を行わなければならない。また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。

(5) 【略】
11-6-3 ～ 11-6-8 【略】
第7節～第8節 【略】

第12章 PC橋工事

第1節～第2節 【略】

第3節 コンクリート橋架設工

12-3-1 【略】

12-3-2 横組工

- 1.～3. 【略】
4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。
(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。
1) グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督職員の承諾を得るものとする。
2) 混和材は、ノンフリージングタイプを使用するものとする。
3)・4) 【略】
5) 体積変化率は、体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JHS420-2004) に準じて求める値が-0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。
6) 【略】
7) グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。

8) 【略】
(2)・(6) 【略】
12-3-3 【略】

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 ～ 12-4-7 【略】

12-4-8 現場塗装工

- 1.～8. 【略】
9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。
(1)～(3) 【略】
(4) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
(5)～(7) 【略】
10.～12. 【略】
13. 下塗り
(1) 【略】
(2) 受注者は、塗料の塗り重ねに当たり、先に塗布した塗料が乾燥(硬化)状態に

[H 2 7 林水産省]
・コンクリート標準示方書との整合
・表現の修正

[H 2 7 林水産省]
・コンクリート標準示方書との整合

[H 2 7 林水産省]
・道路橋示方書等との整合

[県] 誤記の修正

[H 2 7 農林水産省]
・表現の修正
・平仮名から漢字への修正

って塗装しなければならぬ。

- (3)・(4) 【略】
- (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。

ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。

なお、防錆剤の使用について監督職員の承諾を得るものとする。

- 14. 【略】
- 15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただし、プライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、錆汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。

- 16. 検査
- (1)・(2) 【略】
- (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25箇所（1箇所当たり5点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。

ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。

- (4)・(5) 【略】
- (6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。
 - 1)～3) 【略】
 - 4) 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合に、はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。

- (7) 【略】

第5節 舗装工
 12-5-1 ～ 12-5-2 【略】
 12-5-3 **グースアスファルト舗装工**

- 1. ～8. 【略】
- 9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。
 - (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は、表12-5-4の基準値を満足するもので無ければならない。

表12-5-4 グースアスファルトの基準値

【略】
注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 ((公社)日本道路協会)」を参照する。

- (2)～(5) 【略】
- 10. ～13. 【略】
- 12-5-4 【略】

第6節 【略】

第13章 【略】

第14章 頭首工工事

第1節～第8節 【略】
 第9節 **管理橋上部工**
 14-9-1 ～ 14-9-4 【略】

- 1. 【略】
- 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。
 - (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

なお、接着剤の試験方法としてはJ S C E-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）によるものとする。

表14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格

品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件

なっていることを確認したうえで行わなければならない。

- (3)・(4) 【略】
- (5) 受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。

ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。

なお、防錆剤の使用について監督職員の承諾を得るものとする。

- 14. 【略】
- 15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただし、プライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。

- 16. 検査
- (1)・(2) 【略】
- (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25箇所（1箇所当たり5点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。

- (4)・(5) 【略】
- (6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。
 - 1)～3) 【略】
 - 4) 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合、測定箇所を2倍行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。

- (7) 【略】

第5節 舗装工
 12-5-1 ～ 12-5-2 【略】
 12-5-3 **グースアスファルト舗装工**

- 1. ～8. 【略】
- 9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。
 - (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は、表12-5-4の基準値を満足するもので無ければならない。

表12-5-4 グースアスファルトの基準値

【略】
注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

- (2)～(5) 【略】
- 10. ～13. 【略】
- 12-5-4 【略】

第6節 【略】

第13章 【略】

第14章 頭首工工事

第1節～第8節 【略】
 第9節 **管理橋上部工**
 14-9-1 ～ 14-9-4 【略】

- 1. 【略】
- 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。
 - (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

なお、接着剤の試験方法としてはJ S C E-H101-2010プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）によるものとする。

表14-9-1 エポキシ樹脂系接着剤の標準品質規格

品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件

[H 2 7 農林水産省]
・出版社の追記

[H 2 7 林水産省]
・コンクリート標準示方書との整合
・表現の修正

未硬化接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 $23 \pm 2^\circ\text{C}$	—	
	粘度	$\frac{\text{MPa}\cdot\text{s}}{(\text{oP})}$	$1 \times 10^4 \sim \frac{10 \times 10^4}{(1 \times 10^4 \sim 1 \times 10^5)}$	夏用 $30 \pm 2^\circ\text{C}$		
	可使時間	時間	2以上	冬用 $10 \pm 2^\circ\text{C}$		
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上			
硬化した接着剤	比重	—	1.1～1.7	$23 \pm 2^\circ\text{C}$	$23 \pm 2^\circ\text{C}$	
	引張強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	12.5以上 (125以上)			7日間
	圧縮強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	50.0以上 (500以上)			
	引張せん断接着強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	12.5以上 (125以上)			
	接着強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	6.0以上 (60以上)			

(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイトンス、ごみ、油などを取り除くものとする。

(3)～(4) 【略】

3.～4. 【略】

14-9-6 ～ 14-9-12 【略】

第15章 【略】

第16章 地すべり防止工事

第1節 【略】

第2節 一般事項

16-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 地すべり鋼管杭設計要領

(一社) 斜面防災対策技術協会

(4) 地すべり対策技術設計実施要領

(一社) 斜面防災対策技術協会

16-2-2 【略】

第3節～第11節 【略】

第12節 アンカー工

16-12-1 ～ 16-12-2 【略】

16-12-3 プレキャスト受圧板

1. 受注者は、凸凹の著しい法面ではプレキャスト受圧板が密着しにくいので、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付け工などで凸凹を少なくした後に施工しなければならない。

2. 受注者は、プレキャスト受圧板を切土面に施工する場合、設計図書に基づいて平滑に切り取らなければならない。切り過ぎた場合には、粘性土を使用し、十分締固め整形しなければならない。

3. 受注者は、プレキャスト受圧板の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険がないよう除去しなければならない。

未硬化接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 $20 \pm 2^\circ\text{C}$	—	
	粘度	$\frac{\text{mPa}\cdot\text{s}}{(\text{oP})}$	$1 \times 10^4 \sim \frac{5 \times 10^6}{(1 \times 10^4 \sim 1 \times 10^6)}$	夏用 $30 \pm 2^\circ\text{C}$		
	可使時間	時間	2以上	冬用 $10 \pm 2^\circ\text{C}$		
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上			
硬化した接着剤	比重	—	1.1～1.7	$20 \pm 2^\circ\text{C}$	$20 \pm 2^\circ\text{C}$	
	引張強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	12.5以上 (125以上)			7日間
	圧縮強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	50.0以上 (500以上)			
	引張接着強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	12.5以上 (125以上)			
	接着強さ	N/mm^2 (kg f/cm^2)	6.0以上 (60以上)			

(2) プレキャストブロックの接合面のレイトンス、ごみ、油などを取り除くものとする。

(3)～(4) 【略】

3.～4. 【略】

14-9-6 ～ 14-9-12 【略】

第15章 【略】

第16章 地すべり防止工事

第1節 【略】

第2節 一般事項

16-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 地すべり鋼管杭設計要領

斜面防災対策技術協会

(4) 地すべり対策技術設計実施要領

斜面防災対策技術協会

16-2-2 【略】

第3節～第11節 【略】

第12節 アンカー工

16-12-1 ～ 16-12-2 【略】

16-12-3 プレキャスト受圧板

1. 受注者は、凸凹の著しい法面ではプレキャスト受圧板が密着しにくいので、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付け工などで凸凹を少なくした後に施工しなければならない。

2. 受注者は、プレキャスト受圧板を切土面に施工する場合、設計図書に基づいて平滑に切り取らなければならない。切り過ぎた場合には、粘性土を使用し、十分締固め整形しなければならない。

3. 受注者は、プレキャスト受圧板の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険がないよう除去しなければならない。

[H27 林水産省]
・法人名称の変更による改訂

[H27 林水産省]
・表現の修正

4. 受注者は、プレキャスト受圧板の設置に当たり、基盤との密着を図り、アンカーピン等で滑動しないよう施工しなければならない。

第13節～第15節 【略】

第17章 【略】

第18章 ため池改修工事

第1節～第5節 【略】

第6節 取水施設工

18-6-1 ～ 18-6-2 【略】

18-6-3 取水ゲート工

1. ～3. 【略】

4. 受注者は、スルースバルブの開閉装置について、おねじ及びめねじがその荷重に耐えられる構造としなければならない。

5. 受注者は、おねじの軸受部について、開閉が容易に行えるようにベアリングを装置しなければならない。

6. 受注者は、開閉装置に開閉度を表示する目盛板とハンドルの回転方向による開閉別を区分できる表示板を取付けなければならない。

18-6-4 土砂吐ゲート工

1. ～3. 【略】

4. 受注者は、開閉が円滑に行える構造としなければならない。

第7節 【略】

第20章 【略】

4. 受注者は、プレキャスト受圧版の設置に当たり、基盤との密着を図り、アンカーピン等で滑動しないよう施工しなければならない。

第13節～第15節 【略】

第17章 【略】

第18章 ため池改修工事

第1節～第5節 【略】

第6節 取水施設工

18-6-1 ～ 18-6-2 【略】

18-6-3 取水ゲート工

1. ～3. 【略】

4. 受注者は、スルースバルブの捲揚機について、捲揚オネジ及びメネジがその荷重に耐えられる構造としなければならない。

5. 受注者は、オネジの軸受部について、開閉が容易に行えるようにベアリングを装置しなければならない。

6. 受注者は、捲揚機に開閉度を表示する目盛板とハンドルの回転方向による開閉別を区分できる表示板を取付けなければならない。

18-6-4 土砂吐ゲート工

1. ～3. 【略】

4. 受注者は、捲揚が円滑に行える構造としなければならない。

第7節 【略】

第20章 【略】

[H 2 7 林水産省]
・表現の修正

工事履行報告書

(月分)

工事名			
工事場所			
工期	～		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

注1) 受注者は、2部作成し、監督職員に、翌月の5日以内、もしくは、主任監督員が指示する日まで提出すること。
注2) 施工状況写真、工程表、工事出来高報告書を添付すること。

主任 監督員	監督員	受注者	現 場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事履行報告書

(月分)

工事名			
工事場所			
工期	～		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

注1) 請負者は、2部作成し、監督職員に、翌月の5日以内、もしくは、主任監督員が指示する日まで提出すること。
注2) 施工状況写真、工程表、工事出来高報告書を添付すること。

主任 監督員	監督員	請負者	現 場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事打合せ簿

発議者	発注者	<u>受注者</u>	発議年月日
発議事項	指示 協議 通知 承諾 提出 届出 その他 ()		
工事名			
工事場所			
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処理 ・ 回答	発注者	上記について 指示 承諾 協議 通知 受理 します。 その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について 了解 協議 提出 報告 届出 します。 その他 [] 年月日:	

総括 監督員	主任 監督員	監督員

<u>受注者</u>	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事打合せ簿

発議者	発注者	<u>請負者</u>	発議年月日
発議事項	指示 協議 通知 承諾 提出 届出 その他 ()		
工事名			
工事場所			
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処理 ・ 回答	発注者	上記について 指示 承諾 協議 通知 受理 します。 その他 [] 年月日:	
	請負者	上記について 了解 協議 提出 報告 届出 します。 その他 [] 年月日:	

総括 監督員	主任 監督員	監督員

<u>請負者</u>	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号

工事名称及び 工事内容			
発注者 及び住居			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業者整理 記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約 下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現代理人 署名		権限及び意見 申出方法	
主任・監理 技術者名	専任 非専任	資格内容	
専任 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担工事内容		担工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号

工事名称及び 工事内容			
発注者 及び住居			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業者整理 記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約 下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現代理人 署名		権限及び意見 申出方法	
主任・監理 技術者名	専任 非専任	資格内容	
専任 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担工事内容		担工事内容	

[H27林水産省]
 ・法令改正に伴う項目の修正
 ・ガイドライン制定による追記

《下請負人に関する事項》

会社名			代表者名		
住所					
工事名称及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入
	事業者整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名			代表者名		
住所					
工事名称及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入
	事業者整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		